

ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

ふくいの農業・農村（別紙参照）の魅力が伝わる動画を制作し、各種広報媒体等の特性を活かした効果的な情報発信を行うことで、ふくいの農業・農村の認知拡大を図ることを目的とする。

ついては、ふくいの農業・農村魅力発信業務を委託するに当たって、優れた企画力や制作技術、限られた期間の中での業務遂行が必要であり、これらの能力を有する最も適切な事業者により業務を委託するため、企画提案書の提出を求め、プロポーザル方式により委託先を選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 ふくいの農業・農村魅力発信業務
- (2) 業 務 内 容 別添「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託上限額 金3,000,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

3 参加資格

この企画提案に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定に基づき、知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的

もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 企画提案等スケジュール

項 目	日 時
① 実施要領等の配布	令和8年 9月24日（木）
② 質問の受付期限	令和8年10月 5日（月） 12時00分必着
③ 参加申込書の提出期限	令和8年10月 8日（木） 17時00分必着
④ 企画提案書の提出期限	令和8年10月16日（金） 17時00分必着
⑤ 審査結果の通知	審査委員会の実施から1週間以内

5 実施要領等の公示・配布

- ① 配布期間 令和8年10月16日（金）17時00分まで

※配布場所での配布の場合は、日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- ② 配布場所 12の問い合わせ先に同じ。

- ③ 配布方法 ②の配布場所での配布、および農村振興課のホームページ

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nouson/index.html>

6 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。質問に対する回答は、書面（電子メール）により全ての参加資格認定者に対して行う。

なお、軽易な質問、および質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、口頭により質問者のみに回答する場合がある。

- ① 提出書類 質問書（別紙様式1）
② 提出期限 令和8年10月5日（月） 12時00分（必着）
③ 提出方法 電子メール（PDFファイルの添付）
④ 提出先 12の問い合わせ先に同じ

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等の書類を提出すること。

- ① 提出書類 ア 企画提案参加申込書（別紙様式2）
イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合は、競争入札、参加資格審査申請書の写し（要受付印）でも可
ウ 企画提案参加資格誓約書（別紙様式3）
エ 事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意）
オ 同種または類似業務を履行した実績（別紙様式4）

カ 納税証明書の写し（3箇月以内に取得したもの）

※県税事務所または嶺南振興局が発行するもの、全税目

- ② 提出期限 令和8年10月8日(木) 17時00分（必着）
- ③ 提出方法 電子メール（PDFファイルの添付）
- ④ 提出先 12の問い合わせ先に同じ。

※表題に「【会社等名】ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル参加申込書」と記載して送信し、電話により受信確認を行うこと。

- ⑤ 参加辞退 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに電子メール（PDFファイルの添付）により提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

8 参加資格の結果通知

参加資格の認定結果は、参加申込書の提出者に対し、令和8年10月13日(火)までに書面（電子メール添付）により通知する。

なお、参加資格の要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面（電子メール添付）により通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等は、仕様書に定める業務内容、10の(2)の審査基準を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的かつ詳細な内容を記載すること。

ア 企画提案書（様式任意）

- ① 企画（提案の狙い・特徴、実施内容・方法等）

※その他独自の提案内容がある場合は、その内容も含めて記載すること。事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

- ② 業務遂行能力・体制（会社概要、実施体制、職務経歴、業務実績等）

※業務の一部を外注する場合は、その内容も含めて記載すること。

※本業務と同種・同程度の業務実績がある場合は、その内容も含めること。

- ③ 業務実施スケジュール

イ 経費見積書

※一式とせず、仕様書の記載項目ごとに区分して記載すること。

- (2) 提出期限 令和8年10月16日（金） 17時00分（必着）

- (3) 提出方法 電子メール

※全てのファイルをPDF形式で提出すること。ただし、提案内容および業務実績等に動画ファイルを含む場合は、MP4形式とする。

※企画提案書内に外部URLがある場合は、リンクが壊れていないか確認の上、提出すること。

(4) **提出先** 12の問い合わせ先と同じ

※表題に「【会社等名】ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル参加申込書」と記載して送信し、電話により受信確認を行うこと。

(5) **その他**

- ア 経費見積書には、受注者の旅費、資料の郵送費など、業務履行に関する一切の付帯費用を含むものとする。
- イ 企画提案の内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は全て企画提案者が負うものとする。
- ウ 提出期限以降の企画提案書等の差替えおよび再提出は認めない。
- エ 企画提案書等に記載すべき事項が記載されていない場合、または実施要領等の要件を満たしていない場合は、無効とする場合がある。
- オ 提出された企画提案書等は、審査を行う目的に限り使用する。ただし、福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）その他関連規定により公開の義務がある場合は、この限りでない。
- カ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- キ 提出された企画提案書等について、12の問い合わせ先から内容に関する質問および補正を命じることがある。

10 委託先候補者の選定

提出された企画提案書の内容について、別途設置する審査委員会において審査し、総合的に評価した上で、委託先候補者を選定する。ただし、経費見積書が2の(4)の委託上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

プレゼンテーションを実施する日程は、令和8年10月22日(木)を予定しているが、日時および場所等の詳細は、別途、企画提案者に対して書面（電子メール）で通知する。

なお、会場は、福井県庁を予定している。

(1) **審査方法**

審査委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書およびプレゼンテーションの内容について(2)の審査基準により審査・評価し、次の基準により委託先候補者を選定する。

- ア 点数の合計が最も高い企画提案者を委託先候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、経費見積書の金額が最も安価な者を委託先候補者として選定する。
なお、金額も同額の場合は、審査委員会において総合的に評価し、委託先候補者を選定する。
- ウ 委託先候補者が辞退した場合は、次点の者を委託先候補者とする。
- エ 企画提案者が1者の場合は、審査委員会において総合的に評価し、委託先候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容
事業の理解	的確性・実現性	・業務目的や仕様を的確に踏まえ、明確かつ具体的な提案がされているか。 ・提案内容は実現可能なものとなっているか。 ・業務内容を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。
企画内容	動画制作	・高校生や大学生等（以下「ターゲット」という。）の将来の就業を目指す学生層に対して訴求できる工夫などを行っているか。 ・ふくい農業・農村の関心を高めることが期待できるか。 ・強く心に残る工夫がされているか。 ・撮影時に、人物や撮影場所等との調整を円滑に実施できるか。
	メディア広報 ・PR	・ターゲットに対して見てもらうための工夫がされているか。 ・より多くのターゲットに見てもらうための手法がされているか。 ・話題性を生み出す工夫がされているか。 ・上記3項目は、効果的かつ効果的な提案となっているか。
	独自提案	・独自の提案であり、その内容は事業目的を捉えたものであるか。 ・費用対効果は高いものとなっているか。 ・広く情報発信され、福井県の施策に沿った内容になっているか。
遂行能力	業務実施体制 ・実績	・提案内容を実施できる十分な体制が確保されているか。 ・技術力に優れ、臨機応変時も迅速な体制が構築されているか。 ・本業務と同種・類似業務の実績があるか。
	業務 スケジュール	・スケジュールが明確であり、無理なく確実な履行が可能であるか。 ・進捗管理やリスク管理の方法は明確に示されているか。
経済性	見積価格	・提案内容に応じた妥当な見積額であるか。 ・見積項目と企画内容の整合性があるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会への全ての参加者に対し、書面（電子メール）で通知する。

なお、各企画提案者の企画提案内容および経費見積書、審査経過は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 選定されなかった企画提案者に対する理由の開示

ア 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、審査結果の通知をした日の翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に、説明を求める旨を記載した書面を電子メール（PDFファイルの添付）により12の問い合わせ先に提出しなければならない。

イ 説明を求めた提案者に対し、書面の提出があった日から10日以内に、書面（電子メール）により回答する。

(5) その他

ア 審査委員会の指定の時間に遅れた場合は、失格とする。

イ プレゼンテーションにおいて、プロジェクター等を使用することができる。ただし、必要な機器等

は、企画提案者において用意するものとし、プレゼンテーションを実施するために要する費用（機器使用料、通信運搬費等）は、企画提案者の負担とする。

また、プロジェクター等の準備時間は、プレゼンテーションの時間に含むものとし、プロジェクター等の使用に当たっては、企画提案者が自らデバイスを操作して説明すること。

ウ 事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

11 契約

- (1) 福井県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、契約に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

なお、福井県と選定された者との間で協議が整わなかった場合は、10の(1)の審査方法において次点の者と協議を行うものとする。

- (2) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとし、契約条項は別添の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 委託先候補者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- ア 10の(3)の審査結果の通知までに、3の参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 企画提案書の記載内容が、法令違反など著しく不適当な場合
 - エ 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じない場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがある場合
 - キ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託の履行が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

12 問い合わせ先

福井県農林水産部農村振興課（福井県庁8階）

住所 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電話 0776-20-0453

E-mail noson@pref.fukui.lg.jp

13 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合があるほか、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があるので、これらについて了承した上で企画提案

書等を提出すること。

- (3) 提出された企画提案書等の使用権および著作権は、契約が成立した場合に限り、福井県に属するものとする。
- (4) 提出されたデータの消去は行わない。
- (5) 本プロポーザルに関し、福井県から受領または閲覧した資料等は、福井県の了解なく公表または使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルに係る一連の手続、および委託業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。